

平成26年度愛知県福祉・介護人材確保対策事業費補助金  
(介護福祉士資格取得支援事業)交付要綱

(通則)

第1条 愛知県福祉・介護人材確保対策事業費補助金(介護福祉士資格取得支援事業)(以下「補助金」という。)は、福祉・介護人材の緊急的な確保を図るために実施する福祉・介護人材確保対策事業(介護福祉士資格取得支援事業)に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、別紙「愛知県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱」に基づき行う事業に必要な経費とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金は、別表に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号により算出された額のいずれか少ない方の額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める補助基準額
- (2) 別表に定める補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から収入額を差し引いた金額

(補助金の交付)

第4条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(申請手続)

第5条 規則第3条の規定による申請書の様式については別紙様式1のとおりとする。

- 2 前項の規定による申請書の提出期限については、別に定める日までとする。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式2による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了することができないと見込まれる場合には、その理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 規則第10条の規定によるほか、補助事業者は、補助金と補助事業に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、別紙様式3のとおりとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(検査等)

第12条 知事は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全額又は一部に相当する金額を納付させることができる。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第14条 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(他の補助金等との交付の制限)

第 15 条 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。